

<<定例記者会見次第>>

令和7年8月25日（月）
午前10時00分～
議会全員協議会室

●発表事項

1. 令和7年小田原市議会9月定例会議案（資料1）
2. 令和7年度9月補正予算（案）（資料2）
3. 令和8年4月に「小田原市立たちばなこども園」を開園します（資料3）
4. 小田原こどもの森公園わんぱくらんど25周年イベント等について（資料4）
5. その他

（事務担当） 広報広聴室広報係 TEL33-1261

令和 7 年小田原市議会 9 月定例会提出議案件数

（令和 7 年 9 月 1 日提出）

区 分		件 数	内 容
初 日 報 告	専決処分の報告	4 件	事故賠償 4 件 ・ 事故賠償（環境事業センター） ・ 事故賠償（農政課） ・ 事故賠償（建設政策課） ・ 事故賠償（消防総務課）
	小 計	4 件	
常 任 委 員 会 付 託	補 正 予 算	3 件	・ 令和 7 年度一般会計 ・ 令和 7 年度広域消防事業特別会計 ・ 令和 7 年度病院事業会計
	条 例 議 案	13 件	一部改正 13 件 ・ 地域センター条例 ・ 生きがいふれあいセンター条例 ・ 保健センター条例 ・ 天守閣条例 ・ 歴史見聞館条例 ・ 梅の里センター条例 ・ 生涯学習センター条例 ・ 尊徳記念館条例 ・ 文学館条例 ・ 郷土文化館条例 ・ 体育施設条例 ・ 病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例 ・ 市立病院の診療報酬等に関する条例
	事 件 議 案	4 件	・ 損害賠償額の決定について ・ 損害賠償額の決定について ・ 損害賠償額の決定について ・ 損害賠償額の決定について
	小 計	20 件	
	合 計	24 件	

(令和 7 年 9 月 22 日提出予定)

区 分		件 数	内 容
追加 即決	人 事 案	22 件	同意案 21 件 ・教育委員会委員の任命 ・固定資産評価審査委員会委員の選任 ・農業委員会委員（19 人）の任命 意見案 1 件 ・人権擁護委員（2 人）の推薦
	合 計	22 件	

区 分		件 数	内 容
追加 報告	報 告	2 件	・令和 6 年度一般会計継続費精算報告 ・令和 6 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率報告
	小 計	2 件	
追加・決算 特別委員会付託	決算の認定	14 件	・令和 6 年度一般会計 ・令和 6 年度競輪事業特別会計 ・令和 6 年度天守閣事業特別会計 ・令和 6 年度国民健康保険事業特別会計 ・令和 6 年度国民健康保険診療施設事業特別会計 ・令和 6 年度公設地方卸売市場事業特別会計 ・令和 6 年度介護保険事業特別会計 ・令和 6 年度後期高齢者医療事業特別会計 ・令和 6 年度公共用地先行取得事業特別会計 ・令和 6 年度広域消防事業特別会計 ・令和 6 年度地下街事業特別会計 ・令和 6 年度水道事業会計 ・令和 6 年度病院事業会計（剰余金の処分を含む） ・令和 6 年度下水道事業会計（欠損金の処理を含む）
	小 計	14 件	
合 計		16 件	

令和 7 年小田原市議会 9 月定例会提出議案一覧表

【議案発送 令和 7 年 8 月 25 日】（令和 7 年 9 月 1 日提出）

- 報告第 28 号 専決処分の報告について（事故賠償）
- 報告第 29 号 専決処分の報告について（事故賠償）
- 報告第 30 号 専決処分の報告について（事故賠償）
- 報告第 31 号 専決処分の報告について（事故賠償）
- 議案第 67 号 令和 7 年度小田原市一般会計補正予算
- 議案第 68 号 令和 7 年度小田原市広域消防事業特別会計補正予算
- 議案第 69 号 令和 7 年度小田原市病院事業会計補正予算
- 議案第 70 号 小田原市地域センター条例の一部を改正する条例
- 議案第 71 号 小田原市生きがいふれあいセンター条例の一部を改正する条例
- 議案第 72 号 小田原市保健センター条例の一部を改正する条例
- 議案第 73 号 小田原城天守閣条例の一部を改正する条例
- 議案第 74 号 小田原城歴史見聞館条例の一部を改正する条例
- 議案第 75 号 小田原市梅の里センター条例の一部を改正する条例
- 議案第 76 号 小田原市生涯学習センター条例の一部を改正する条例
- 議案第 77 号 小田原市尊徳記念館条例の一部を改正する条例
- 議案第 78 号 小田原文学館条例の一部を改正する条例
- 議案第 79 号 小田原市郷土文化館条例の一部を改正する条例
- 議案第 80 号 小田原市体育施設条例の一部を改正する条例
- 議案第 81 号 小田原市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 82 号 小田原市立病院の診療報酬等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 83 号 損害賠償額の決定について
- 議案第 84 号 損害賠償額の決定について
- 議案第 85 号 損害賠償額の決定について
- 議案第 86 号 損害賠償額の決定について

追 加 予 定

【令和 7 年 9 月 22 日卓上配布】

- 同意案第 2 号 教育委員会委員の任命について
- 同意案第 3 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 同意案第 4 号 農業委員会委員の任命について
- 同意案第 5 号 農業委員会委員の任命について
- 同意案第 6 号 農業委員会委員の任命について
- 同意案第 7 号 農業委員会委員の任命について
- 同意案第 8 号 農業委員会委員の任命について
- 同意案第 9 号 農業委員会委員の任命について
- 同意案第 10 号 農業委員会委員の任命について
- 同意案第 11 号 農業委員会委員の任命について
- 同意案第 12 号 農業委員会委員の任命について
- 同意案第 13 号 農業委員会委員の任命について
- 同意案第 14 号 農業委員会委員の任命について
- 同意案第 15 号 農業委員会委員の任命について
- 同意案第 16 号 農業委員会委員の任命について
- 同意案第 17 号 農業委員会委員の任命について
- 同意案第 18 号 農業委員会委員の任命について
- 同意案第 19 号 農業委員会委員の任命について
- 同意案第 20 号 農業委員会委員の任命について
- 同意案第 21 号 農業委員会委員の任命について
- 同意案第 22 号 農業委員会委員の任命について
- 意見案第 2 号 人権擁護委員の推薦について（2 件）

【議案発送 令和 7 年 9 月 16 日】（令和 7 年 9 月 22 日提出）

- 報告第 32 号 令和 6 年度小田原市一般会計継続費精算報告書の報告について
- 報告第 33 号 令和 6 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 議案第 87 号 令和 6 年度小田原市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 88 号 令和 6 年度小田原市競輪事業特別会計歳入歳出決算の認定について

- 議案第 89 号 令和 6 年度小田原城天守閣事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 90 号 令和 6 年度小田原市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 91 号 令和 6 年度国民健康保険診療施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 92 号 令和 6 年度公設地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 93 号 令和 6 年度小田原市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 94 号 令和 6 年度小田原市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 95 号 令和 6 年度小田原市公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 96 号 令和 6 年度小田原市広域消防事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 97 号 令和 6 年度小田原地下街事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 98 号 令和 6 年度小田原市水道事業会計決算の認定について
- 議案第 99 号 令和 6 年度小田原市病院事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 議案第 100 号 令和 6 年度小田原市下水道事業会計欠損金の処理及び決算の認定について

提出議案 概要（専決処分の報告）

（令和 7 年 9 月 1 日提出）

報告第 28 号 専決処分の報告について（事故賠償）

環境事業センター職員による車両事故の賠償

専決処分年月日 令和 7 年 7 月 11 日
損害賠償額 300,421 円（市の過失割合：10割）
相手方 市内在住者
事故の概要 令和 5 年 7 月 21 日午前 11 時 15 分頃、市内府川 800 番地の環境事業センター敷地内解体場出入口において、環境事業センター職員の運転する車両が、解体場に入場する車両の走行スペースを確保しようと後退したところ、後方に停車していた相手方車両に接触し、これを破損させた。

報告第 29 号 専決処分の報告について（事故賠償）

道路管理瑕疵による車両事故の賠償

専決処分年月日 令和 7 年 6 月 11 日
損害賠償額 146,718 円（市の過失割合：10割）
相手方 市内在住者
事故の概要 令和 7 年 4 月 12 日午後 0 時 50 分頃、相手方車両が市内田島 1655 番 8 付近の広域農道小田原中井線を走行していたところ、車道に倒れてきた竹に接触し、車両のフロントガラスを破損した。

報告第 30 号 専決処分の報告について（事故賠償）

道路管理瑕疵による事故の賠償

専決処分年月日 令和 7 年 7 月 11 日
損害賠償額 208,046 円（市の過失割合：3割）
相手方 市内在住者
事故の概要 令和 6 年 9 月 16 日午後 2 時 30 分頃、市内寿町三丁目 4 番 6 号付近の市道 2139 において、相手方が自動車から降りようとしたところ、道路側溝の隙間に右足を挟み転倒し、負傷した。

報告第 31 号 専決処分の報告について（事故賠償）

小田原消防署警防第 1 課職員による車両事故の賠償

専決処分年月日 令和 7 年 8 月 13 日
損害賠償額 63,800 円（市の過失割合：10割）
相手方 神奈川県小田原市成田 939 番地
株式会社椎野
代表取締役 椎野 宏昭

事 故 の 概 要 令和7年6月12日午後4時頃、小田原消防署警防第1課職員の運転する消防車が、市内曾我原553番地の相州鳥ぎん下曾我店に駐車しようとしたところ、駐車場内に埋設されていた汚水桝の鉄蓋を車重により破損させた。

提出議案 概要（補正予算）

（令和 7 年 9 月 1 日提出）

【以下の 3 件については、財政課の資料を参照してください】

議案第 67 号 令和 7 年度小田原市一般会計補正予算

議案第 68 号 令和 7 年度小田原市広域消防事業特別会計補正予算

議案第 69 号 令和 7 年度小田原市病院事業会計補正予算

提出議案 概要（条例議案）

（令和 7 年 9 月 1 日提出）

議案第 7 0 号

小田原市地域センター条例の一部を改正する条例

〔改正理由〕

受益と負担の適正化の観点から地域センターの使用料の額を引き上げるため改正する。

〔内 容〕

1 使用料の額の引上げ（別表関係）

地域センターの使用料の額を次のように引き上げることとする。

（ ）内の数字は、現行の金額

区 分		午前 9 時 ～正午	午後 1 時 ～午後 5 時	午後 6 時 ～午後 9 時 3 0 分	午前 9 時 ～午後 5 時	午後 1 時 ～午後 9 時 3 0 分	午前 9 時 ～午後 9 時 3 0 分
川東 タウン セン ター マロ ニエ	集会室 1 0 1	円 600 (400)	円 750 (500)	円 750 (500)	円 1,350 (900)	円 1,500 (1,000)	円 2,100 (1,400)
	集会室 2 0 1	1,200 (800)	1,600 (1,100)	1,600 (1,100)	2,800 (1,900)	3,200 (2,200)	4,400 (3,000)
	集会室 2 0 2	2,700 (1,800)	3,600 (2,400)	3,600 (2,400)	6,300 (4,200)	7,200 (4,800)	9,900 (6,600)
	集会室 2 0 3	1,300 (900)	1,800 (1,200)	1,800 (1,200)	3,100 (2,100)	3,600 (2,400)	4,900 (3,300)
	集会室 2 0 4	750 (500)	900 (600)	900 (600)	1,650 (1,100)	1,800 (1,200)	2,550 (1,700)
	集会室 2 0 5	1,300 (900)	1,800 (1,200)	1,800 (1,200)	3,100 (2,100)	3,600 (2,400)	4,900 (3,300)
	集会室 2 0 6	600 (400)	750 (500)	750 (500)	1,350 (900)	1,500 (1,000)	2,100 (1,400)
	集会室 3 0 1	3,400 (2,300)	4,600 (3,100)	4,600 (3,100)	8,000 (5,400)	9,200 (6,200)	12,600 (8,500)
	食の創作室	2,400 (1,600)	3,300 (2,200)	3,300 (2,200)	5,700 (3,800)	6,600 (4,400)	9,000 (6,000)
	美の創作室	2,400 (1,600)	3,100 (2,100)	3,100 (2,100)	5,500 (3,700)	6,200 (4,200)	8,600 (5,800)
	音の創作室 1	1,300 (900)	1,600 (1,100)	1,600 (1,100)	2,900 (2,000)	3,200 (2,200)	4,500 (3,100)
	音の創作室 2	600 (400)	750 (500)	750 (500)	1,350 (900)	1,500 (1,000)	2,100 (1,400)
	和の部屋 1	1,000 (700)	1,300 (900)	1,300 (900)	2,300 (1,600)	2,600 (1,800)	3,600 (2,500)
	和の部屋 2	750 (500)	900 (600)	900 (600)	1,650 (1,100)	1,800 (1,200)	2,550 (1,700)

マロニエホール	体育室として使用する 場合	3分の1面	1時間につき7 5 0 円（5 0 0）					
		2分の1面	1時間につき1， 2 0 0 円（8 0 0）					
		3分の2面	1時間につき1， 5 0 0 円（1， 0 0 0）					
		全面	1時間につき2， 2 0 0 円（1， 5 0 0）					
	上記以外の場合		13,500 (9,000)	18,000 (12,000)	18,000 (12,000)	31,500 (21,000)	36,000 (24,000)	49,500 (33,000)
ふれあい広場			1平方メートル1日につき6円（4）					
城北タウンセンター いずみ	集会室2 0 1		1,000 (700)	1,300 (900)	1,300 (900)	2,300 (1,600)	2,600 (1,800)	3,600 (2,500)
	集会室3 0 1		1,000 (700)	1,300 (900)	1,300 (900)	2,300 (1,600)	2,600 (1,800)	3,600 (2,500)
	集会室3 0 2		1,000 (700)	1,300 (900)	1,300 (900)	2,300 (1,600)	2,600 (1,800)	3,600 (2,500)
	いずみホール	3分の1室	1,000 (700)	1,300 (900)	1,300 (900)	2,300 (1,600)	2,600 (1,800)	3,600 (2,500)
		3分の2室	2,000 (1,400)	2,600 (1,800)	2,600 (1,800)	4,600 (3,200)	5,200 (3,600)	7,200 (5,000)
		全室	3,000 (2,100)	3,900 (2,700)	3,900 (2,700)	6,900 (4,800)	7,800 (5,400)	10,800 (7,500)
橘タウンセンター こゆるぎ	集会室		900 (600)	1,200 (800)	1,200 (800)	2,100 (1,400)	2,400 (1,600)	3,300 (2,200)
	こゆるぎホール	A	1,300 (900)	1,800 (1,200)	1,800 (1,200)	3,100 (2,100)	3,600 (2,400)	4,900 (3,300)
		B	900 (600)	1,000 (700)	1,000 (700)	1,900 (1,300)	2,000 (1,400)	2,900 (2,000)
		C	900 (600)	1,200 (800)	1,200 (800)	2,100 (1,400)	2,400 (1,600)	3,300 (2,200)

2 その他

規定を整備することとする。

[適用]

令和8年4月1日

議案第71号

小田原市生きがいふれあいセンター条例の一部を改正する条例

[改正理由]

受益と負担の適正化の観点から生きがいふれあいセンターの使用料の額を引き上げるため改正する。

[内容]

生きがいふれあいセンターの使用料の額を次のように引き上げることとする。

(別表関係)

() 内の数字は、現行の金額

区 分		午前 9 時 ～正午	午後 1 時 ～午後 3 時	午後 3 時 ～午後 5 時	午後 6 時 ～午後 9 時 3 0 分	午前 9 時 ～午後 5 時	午後 1 時 ～午後 9 時 3 0 分	午前 9 時 ～午後 9 時 3 0 分
		円	円	円	円	円	円	円
工芸室		1,200 (900)	750 (550)	750 (550)	1,400 (1,000)	3,100 (2,200)	3,400 (2,400)	4,900 (3,500)
炉室		250 (200)	200 (150)	200 (150)	250 (200)	700 (500)	700 (500)	950 (700)
第 1 技能訓練室		2,400 (1,700)	1,500 (1,100)	1,500 (1,100)	2,800 (2,000)	6,200 (4,400)	6,600 (4,700)	9,700 (6,900)
第 2 技能訓練室		950 (700)	600 (450)	600 (450)	1,100 (800)	2,500 (1,800)	2,600 (1,900)	3,900 (2,800)
第 3 技能訓練室		950 (700)	600 (450)	600 (450)	1,100 (800)	2,500 (1,800)	2,600 (1,900)	3,900 (2,800)
体育室		2,600 (1,900)	1,700 (1,250)	1,700 (1,250)	3,100 (2,200)	6,900 (4,900)	7,300 (5,200)	10,700 (7,600)
トレーニング ルーム		1,200 (900)	750 (550)	750 (550)	1,400 (1,000)	3,100 (2,200)	3,400 (2,400)	4,900 (3,500)
第 1 講習室		1,400 (1,000)	950 (700)	950 (700)	1,700 (1,200)	3,800 (2,700)	4,100 (2,900)	5,900 (4,200)
第 2 講習室		700 (500)	450 (350)	450 (350)	850 (600)	1,900 (1,400)	2,100 (1,500)	2,900 (2,100)
第 3 講習室		700 (500)	450 (350)	450 (350)	850 (600)	1,900 (1,400)	2,100 (1,500)	2,900 (2,100)
第 4 講習室		700 (500)	450 (350)	450 (350)	850 (600)	1,900 (1,400)	2,100 (1,500)	2,900 (2,100)
会議室		1,400 (1,000)	950 (700)	950 (700)	1,700 (1,200)	3,800 (2,700)	4,100 (2,900)	5,900 (4,200)
和 室	2 室に仕 切って使 用する場 合 (1 室 につき)	700 (500)	400 (300)	400 (300)	700 (500)	1,500 (1,100)	1,700 (1,200)	2,500 (1,800)
	上記以外 の場合	1,400 (1,000)	850 (600)	850 (600)	1,400 (1,000)	3,100 (2,200)	3,400 (2,400)	5,100 (3,600)
茶室		550 (400)	350 (250)	350 (250)	550 (400)	1,200 (900)	1,400 (1,000)	1,900 (1,400)

[適 用]

令和 8 年 4 月 1 日

議案第 7 2 号

小田原市保健センター条例の一部を改正する条例

[改正理由]

受益と負担の適正化の観点から保健センターの使用料の額を引き上げるため改正する。

[内 容]

保健センターの使用料の額を次のように引き上げることとする。（別表関係）

（ ）内の数字は、現行の金額

区 分		午前 9 時 ～正午	午後 1 時 ～午後 5 時	午後 6 時 ～午後 9 時 3 0 分	午前 9 時 ～午後 5 時	午後 1 時 ～午後 9 時 3 0 分	午前 9 時 ～午後 9 時 3 0 分
会議室		円 1,300 (900)	円 1,600 (1,100)	円 1,500 (1,000)	円 3,300 (2,200)	円 3,600 (2,400)	円 5,200 (3,500)
和室		750 (500)	1,000 (700)	900 (600)	2,100 (1,400)	2,200 (1,500)	3,100 (2,100)
調理実習室		1,300 (900)	1,600 (1,100)	1,500 (1,000)	3,300 (2,200)	3,600 (2,400)	5,200 (3,500)
託児室		600 (400)	750 (500)	600 (400)	1,300 (900)	1,500 (1,000)	2,100 (1,400)
集団 検診 ・予 防接 種室	2 室に仕 切って使 用する場 合（1 室 につき）	1,500 (1,000)	2,100 (1,400)	1,800 (1,200)	4,000 (2,700)	4,300 (2,900)	6,300 (4,200)
	上記以外 の場合	3,000 (2,000)	4,200 (2,800)	3,600 (2,400)	8,100 (5,400)	8,700 (5,800)	12,600 (8,400)
大会 議室	2 室に仕 切って使 用する場 合（1 室 につき）	1,000 (700)	1,300 (900)	1,200 (800)	2,700 (1,800)	2,800 (1,900)	4,200 (2,800)
	上記以外 の場合	2,100 (1,400)	2,700 (1,800)	2,400 (1,600)	5,400 (3,600)	5,700 (3,800)	8,400 (5,600)
大研修室		4,900 (3,300)	6,600 (4,400)	5,800 (3,900)	13,200 (8,800)	14,100 (9,400)	20,700 (13,800)

[適 用]

令和 8 年 4 月 1 日

議案第 7 3 号

小田原城天守閣条例の一部を改正する条例

[改正理由]

天守閣及び常盤木門展示室の展示内容の充実を図る等の観点から、利用料金の上限額を改定する等のため改正する。

[内 容]

1 利用料金の上限額の改定

(1) 天守閣及び常盤木門展示室の利用料金の上限額の改定（別表第 1 関係）

市民及び市民以外の者に係る利用料金の区分を設けることとするほか、利用料金の上限額を次のように改定することとする。

ア 天守閣

() 内の数字は、現行の金額

区 分			金 額
個人（１人につき）	市民	１５歳以上の者 （中学生を除く。）	円 ５００ (５１０)
		小学生及び中学生	２００
	市民以外の者	１５歳以上の者 （中学生を除く。）	１，０００ (５１０)
		小学生及び中学生	３００ (２００)
団体（１人につき）	市民	１５歳以上の者 （中学生を除く。）	４００ (４１０)
		小学生及び中学生	１６０
	市民以外の者	１５歳以上の者 （中学生を除く。）	８００ (４１０)
		小学生及び中学生	２４０ (１６０)

イ 常盤木門展示室

() 内の数字は、現行の金額

区 分			金 額
個人（１人につき）	市民	１５歳以上の者 （中学生を除く。）	円 ２００
		小学生及び中学生	５０ (６０)
	市民以外の者	１５歳以上の者 （中学生を除く。）	３００ (２００)
		小学生及び中学生	１００ (６０)
団体（１人につき）	市民	１５歳以上の者 （中学生を除く。）	１６０
		小学生及び中学生	４０
	市民以外の者	１５歳以上の者 （中学生を除く。）	２４０ (１６０)
		小学生及び中学生	８０ (４０)

(2) 望遠鏡の利用料金の上限額の引上げ（別表第２関係）

望遠鏡の利用料金の上限額を１回につき２００円（現行は、１００円）に引き上げることとする。

2 コインロッカーの廃止に伴う規定の整備（別表第２関係）

市が保有するコインロッカーの廃止に伴い、関係規定を削除することとする。

3 その他

規定を整備することとする。

[適用]

令和 8 年 3 月 1 日

議案第 7 4 号

小田原城歴史見聞館条例の一部を改正する条例

[改正理由]

歴史見聞館の展示内容の充実を図る等の観点から、利用料金の上限額を改定するため改正する。

[内 容]

1 利用料金の上限額の改定（別表関係）

市民及び市民以外の者に係る利用料金の区分を設けることとするほか、利用料金の上限額を次のように改定することとする。

（ ）内の数字は、現行の金額

区 分			金 額
個人（1人につき）	市民	15歳以上の者 （中学生を除く。）	円 300 (310)
		小学生及び中学生	100
	市民以外の者	15歳以上の者 （中学生を除く。）	500 (310)
		小学生及び中学生	200 (100)
団体（1人につき）	市民	15歳以上の者 （中学生を除く。）	240 (250)
		小学生及び中学生	80
	市民以外の者	15歳以上の者 （中学生を除く。）	400 (250)
		小学生及び中学生	160 (80)

2 その他

規定を整備することとする。

[適用]

令和 8 年 3 月 1 日

議案第 7 5 号

小田原市梅の里センター条例の一部を改正する条例

[改正理由]

受益と負担の適正化の観点から梅の里センターの利用料金の上限額を引き上げる

等のため改正する。

[内 容]

梅の里センターの利用料金の上限額を次のように引き上げることとする。（別表関係）

（ ）内の数字は、現行の金額

区 分			午前 9 時 ～正午	午後 1 時 ～午後 5 時	午後 6 時 ～午後 9 時 3 0 分	午前 9 時 ～午後 5 時	午後 1 時 ～午後 9 時 3 0 分	午前 9 時 ～午後 9 時 3 0 分
梅の里 セン ター	会議室	A 室	円 600 (410)	円 750 (510)	円 750 (510)	円 1,500 (1,030)	円 1,700 (1,150)	円 2,300 (1,560)
		B 室	750 (510)	900 (620)	900 (620)	2,000 (1,350)	2,000 (1,350)	2,800 (1,880)
	和室		750 (510)	900 (620)	900 (620)	1,800 (1,250)	1,800 (1,250)	2,600 (1,770)
	体験加工室		2,000 (1,350)	2,600 (1,770)	2,300 (1,560)	5,400 (3,660)	5,800 (3,870)	8,600 (5,750)
	大会議室		3,900 (2,610)	5,400 (3,660)	4,600 (3,130)	10,200 (6,800)	10,800 (7,220)	15,700 (10,470)
曽我 みの り 館	ホール	A 室	1,000 (730)	1,400 (980)	1,200 (830)	2,800 (1,930)	3,000 (2,030)	4,500 (3,030)
		B 室	650 (460)	900 (620)	850 (570)	1,800 (1,250)	2,000 (1,350)	2,900 (1,980)
	会議室		500 (360)	650 (460)	600 (410)	1,300 (930)	1,400 (980)	2,100 (1,460)
	調理実習室		350 (250)	500 (360)	450 (300)	1,000 (670)	1,000 (730)	1,600 (1,100)

[適 用]

令和 8 年 4 月 1 日

議案第 7 6 号

小田原市生涯学習センター条例の一部を改正する条例

[改正理由]

受益と負担の適正化の観点から生涯学習センターの使用料の額を引き上げるため改正する。

[内 容]

生涯学習センターの使用料の額を次のように引き上げることとする。（別表関係）

（ ）内の数字は、現行の金額

区 分	午前 9 時 ～正午	午後 1 時 ～午後 5 時	午後 6 時 ～午後 9 時 3 0 分	午前 9 時 ～午後 5 時	午後 1 時 ～午後 9 時 3 0 分	午前 9 時 ～午後 9 時 3 0 分
-----	---------------	----------------------	----------------------------	----------------------	----------------------------	----------------------------

本館使用料	ホール	入 場 料 (会費) を徴収する場合	円 19,400 (13,000)	円 25,400 (17,000)	円 25,400 (17,000)	円 44,800 (30,000)	円 50,800 (34,000)	円 70,200 (47,000)
		入 場 料 (会費) を徴収しない場合	9,700 (6,500)	12,700 (8,500)	12,700 (8,500)	22,400 (15,000)	25,400 (17,000)	35,100 (23,500)
	大会議室		1,800 (1,200)	2,200 (1,500)	2,200 (1,500)	4,000 (2,700)	4,400 (3,000)	6,200 (4,200)
	第 1 会議室		600 (400)	750 (500)	750 (500)	1,350 (900)	1,500 (1,000)	2,100 (1,400)
	第 2 会議室		1,200 (800)	1,500 (1,000)	1,500 (1,000)	2,700 (1,800)	3,000 (2,000)	4,200 (2,800)
	第 3 会議室		600 (400)	750 (500)	750 (500)	1,350 (900)	1,500 (1,000)	2,100 (1,400)
	第 4 会議室		600 (400)	750 (500)	750 (500)	1,350 (900)	1,500 (1,000)	2,100 (1,400)
	視聴覚室		1,300 (900)	1,800 (1,200)	1,800 (1,200)	3,100 (2,100)	3,600 (2,400)	4,900 (3,300)
	和室		1,300 (900)	1,800 (1,200)	1,800 (1,200)	3,100 (2,100)	3,600 (2,400)	4,900 (3,300)
	茶室		450 (300)	600 (400)	600 (400)	1,050 (700)	1,200 (800)	1,650 (1,100)
	美術工芸室		1,300 (900)	1,800 (1,200)	1,800 (1,200)	3,100 (2,100)	3,600 (2,400)	4,900 (3,300)
	調理実習室		1,200 (800)	1,500 (1,000)	1,500 (1,000)	2,700 (1,800)	3,000 (2,000)	4,200 (2,800)
	楽屋		300 (200)	450 (300)	450 (300)	750 (500)	900 (600)	1,200 (800)
	暗室		150 (100)	150 (100)	150 (100)	300 (200)	300 (200)	450 (300)
	炉室		150 (100)	150 (100)	150 (100)	300 (200)	300 (200)	450 (300)
国府津学習館使用料	第 1 会議室		600 (400)	750 (500)	750 (500)	1,350 (900)	1,500 (1,000)	2,100 (1,400)
	第 2 会議室		150 (100)	300 (200)	300 (200)	450 (300)	600 (400)	750 (500)
	大会議室		1,000 (700)	1,300 (900)	1,300 (900)	2,300 (1,600)	2,600 (1,800)	3,600 (2,500)
	実習室		150 (100)	300 (200)	300 (200)	450 (300)	600 (400)	750 (500)
	和室		300 (200)	450 (300)	450 (300)	750 (500)	900 (600)	1,200 (800)

[適用]

令和 8 年 4 月 1 日

議案第 77 号

小田原市尊徳記念館条例の一部を改正する条例

[改正理由]

受益と負担の適正化の観点から尊徳記念館の観覧料及び使用料の額を引き上げるため改正する。

[内 容]

1 観覧料の額の引上げ（別表第 1 関係）

観覧料の額を次のように引き上げることとする。

（ ）内の数字は、現行の金額

区 分		金額（1 人につき）
個人	15 歳以上の者 （中学生を除く。）	円 300 (200)
	小学生及び中学生	150 (100)
団体	15 歳以上の者 （中学生、高校生及び大学生を除く。）	200 (150)
	高校生及び大学生	150 (120)
	小学生及び中学生	100 (80)

2 使用料の額の引上げ（別表第 2 及び別表第 3 関係）

使用料の額を次のように引き上げることとする。

（ ）内の数字は、現行の金額

区 分	午前 9 時 ～正午	午後 1 時 ～午後 5 時	午後 6 時 ～午後 9 時 30 分	午前 9 時 ～午後 5 時	午後 1 時 ～午後 9 時 30 分	午前 9 時 ～午後 9 時 30 分
視聴覚室	円 1,500 (1,000)	円 2,100 (1,400)	円 1,800 (1,200)	円 3,600 (2,900)	円 3,900 (3,100)	円 5,400 (4,500)
講堂	2,500 (1,700)	3,300 (2,200)	2,800 (1,900)	5,800 (4,500)	6,100 (4,800)	8,600 (7,000)
体験実習室	1,200 (800)	1,600 (1,100)	1,500 (1,000)	2,800 (2,300)	3,100 (2,500)	4,300 (3,700)
研修室	600 (400)	750 (500)	750 (500)	1,350 (1,000)	1,500 (1,100)	2,100 (1,600)
小研修室	300 (200)	450 (300)	450 (300)	750 (600)	900 (600)	1,200 (900)

宿泊を伴う場合	食堂（調理室を含む。）	1人1泊につき 3,000円（2,000円）					
	宿泊室（小宿泊室を含む。）						
宿泊を伴わない場合	食堂（調理室を含む。）	1,500 (1,000)	2,100 (1,400)	1,800 (1,200)	3,600 (2,700)	3,900 (2,900)	5,400 (4,200)
	宿泊室	600 (400)	750 (500)	750 (500)	1,350 (1,000)	1,500 (1,100)	2,100 (1,600)
	小宿泊室	300 (200)	450 (300)	450 (300)	750 (700)	900 (700)	1,200 (1,100)

[適用]

令和 8 年 4 月 1 日

議案第78号

小田原文学館条例の一部を改正する条例

[改正理由]

受益と負担の適正化の観点から文学館の観覧料の額を引き上げるため改正する。

[内 容]

文学館の観覧料の額を次のように引き上げることとする。（別表関係）

（1人につき）

区 分		改 正 後	改 正 前
個人	一般	円 3 5 0	円 2 5 0
	小学生及び中学生	1 5 0	1 0 0
団体	一般	2 5 0	1 8 0
	小学生及び中学生	1 0 0	7 0

[適用]

令和 8 年 4 月 1 日

議案第79号

小田原市郷土文化館条例の一部を改正する条例

[改正理由]

受益と負担の適正化の観点から郷土文化館の使用料の額を引き上げるため改正す

る。

[内 容]

郷土文化館の使用料の額を次のように引き上げることとする。（別表関係）

（ ）内の数字は、現行の金額

区 分		午前 9 時～正午	午後 1 時～午後 4 時	午前 9 時～午後 4 時
松永記念館	和室	円 1, 5 0 0 (1, 0 0 0)	円 1, 5 0 0 (1, 0 0 0)	円 3, 0 0 0 (2, 0 0 0)
	茶室及び茶室 附属棟	2, 2 0 0 (1, 5 0 0)	2, 2 0 0 (1, 5 0 0)	4, 4 0 0 (3, 0 0 0)
	茶室附属棟	1, 5 0 0 (1, 0 0 0)	1, 5 0 0 (1, 0 0 0)	3, 0 0 0 (2, 0 0 0)
松永記念館老櫓荘	茶室	2, 2 0 0 (1, 5 0 0)	2, 2 0 0 (1, 5 0 0)	4, 4 0 0 (3, 0 0 0)
	広間	1, 5 0 0 (1, 0 0 0)	1, 5 0 0 (1, 0 0 0)	3, 0 0 0 (2, 0 0 0)
	よりつき 寄付及び和室	1, 5 0 0 (1, 0 0 0)	1, 5 0 0 (1, 0 0 0)	3, 0 0 0 (2, 0 0 0)

[適 用]

令和 8 年 4 月 1 日

議案第 8 0 号

小田原市体育施設条例の一部を改正する条例

[改正理由]

受益と負担の適正化の観点から城山庭球場及び城内弓道場の使用料の額並びに城山陸上競技場及び小峰庭球場の利用料金の上限額を改定する等のため改正する。

[内 容]

1 使用料及び利用料金の不還付の特例の追加

(1) 使用料の還付要件の追加（第 1 0 条関係）

城山庭球場又は城内弓道場の使用の許可を受けた者が、使用の日の 2 日前までに使用の変更又は取消しを市長に申し出て、市長が許可した場合には、使用料を還付することができることとする。

(2) 利用料金の還付要件の追加（第 1 7 条関係）

城山陸上競技場又は小峰庭球場の使用の許可を受けた者が、使用の日の 2 日前までに使用の変更又は取消しを指定管理者に申し出て、指定管理者が許可した場合には、利用料金を還付することができることとする。

2 使用料の額の改定

(1) 城山庭球場の使用料の額の引上げ（別表第 1 関係）

城山庭球場における入場料を徴収しない場合の使用料の額を次のように引き

上げることとする。

() 内の数字は、現行の金額

使用方法	区 分		1 時 間
専用	コート 1 面	市民	5 0 0 円 (3 5 0)
		市民以外の者	1 , 0 0 0 円 (7 0 0)

(2) 城内弓道場の通常使用料の変更 (別表第 1 関係)

城内弓道場における入場料を徴収しない場合の専用による使用に係る使用料の設定について、時間の区分ごとの設定から 1 時間ごとの設定に変更することとし、当該使用料の額及び共用による使用に係る使用料の額を次のように改定することとする。

() 内の数字は、現行の金額

使用方法	区 分	午前 9 時～午後 5 時	午後 5 時～午後 9 時
専用	市民	1 時間につき 5 0 0 円	1 時間につき 9 0 0 円
	市民以外の者	1 時間につき 1 , 5 0 0 円	1 時間につき 2 , 9 0 0 円
共用	市民	1 人 1 回につき 1 5 0 円 (1 2 0)	
	市民以外の者	1 人 1 回につき 5 0 0 円 (3 6 0)	

(3) 城内弓道場の使用料を前納する場合の使用料の額の引上げ (第 8 条関係)

使用料の前納の申出の日からその日の属する年度の末日までの間の城内弓道場の共用による使用に係る使用料を前納する場合の使用料の額を次のように引き上げることとする。

() 内の数字は、現行の金額

区 分	金 額
高校生以外の者	1 人につき 3 , 1 0 0 円 (2 , 1 0 0)
高校生	1 人につき 1 , 5 0 0 円 (1 , 0 0 0)

3 利用料金の上限額の改定

(1) 陸上競技場の利用料金の変更 (別表第 2 関係)

城山陸上競技場の陸上競技場における入場料を徴収しない場合の専用による利用に係る利用料金の設定について、時間の区分ごとの設定から 1 時間ごとの設定に変更することとし、当該利用料金及び共用による利用に係る利用料金の上限額を次のように改定することとする。

() 内の数字は、現行の金額

使用方法	区 分		午前 9 時～午後 5 時	午後 5 時～午後 9 時
	器具又は器材を使	市民	1 時 間 に つ き 2 , 1 0 0 円	

専用	用する場合	市民以外の者	1 時 間 に つ き 6, 3 0 0 円	
	器具又は 器材を使 用しない 場合	市民	1 時 間 に つ き 1, 5 0 0 円	1 時 間 に つ き 2, 3 0 0 円
		市民以外の者	1 時 間 に つ き 5, 3 0 0 円	1 時 間 に つ き 6, 0 0 0 円
共用	市民		1 人 1 回につき 1 5 0 円 (1 0 0)	
	市民以外の者		1 人 1 回につき 4 5 0 円 (3 0 0)	

(2) 附属施設の利用料金の変更（別表第 2 関係）

城山陸上競技場の附属施設における入場料を徴収しない場合の利用料金の設定について、時間の区分ごとの設定から 1 時間ごとの設定に変更することとし、当該利用料金の上限額を次のように定めることとする。

区 分	1 時 間
会議室	3 0 0 円
トレーニングルーム	5 0 0 円

(3) 小峰庭球場の利用料金の上限額の引上げ（別表第 2 関係）

小峰庭球場における入場料を徴収しない場合の利用料金の上限額を次のように引き上げることとする。

（ ）内の数字は、現行の金額

使用方法	1 時 間
専用	5 0 0 円 (3 6 0)

(4) 陸上競技場の利用料金を前納する場合の利用料金の上限額の引上げ（別表第 2 条関係）

利用料金の前納の申出の日からその日の属する年度の末日までの間の陸上競技場の共用による使用に係る利用料金を前納する場合の利用料金の上限額を次のように引き上げることとする。

（ ）内の数字は、現行の金額

区 分	金 額
高校生以外の者	1 人につき 2, 8 0 0 円 (1, 8 8 0)
高校生	1 人につき 1, 3 0 0 円 (8 8 0)

4 その他

規定を整備することとする。

[適 用]

令和 8 年 4 月 1 日

議案第 8 1 号

小田原市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

[改正理由]

育児部分休業制度の拡充に伴い、病院事業企業職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合の給与の減額に係る取扱いについて所要の措置を講ずるため改正する。

[内 容]

1 育児のための部分休業に係る給与の減額要件の追加（第18条関係）

病院事業企業職員が育児のための部分休業として1日の勤務時間の全部について勤務しないことを承認され、勤務しない場合には、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額することとする。

2 その他

規定を整備することとする。

[適用]

令和 7 年 10 月 1 日

議案第82号

小田原市立病院の診療報酬等に関する条例の一部を改正する条例

[改正理由]

市立病院において無痛分娩を行った場合に分娩介助料に加算する料金を定める等のため改正する。

[内 容]

1 無痛分娩料（加算額）の設定（別表第2関係）

無痛分娩料（加算額）として、15万円を分娩介助料に加算することとする。

2 その他

規定を整備することとする。

[適用]

令和 7 年 10 月 1 日

提出議案 概要（事件議案）

（令和 7 年 9 月 1 日提出）

議案第 83 号 損害賠償額の決定について

次のとおり損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 13 号の規定により、議会の議決を求める。

- 1 損害賠償額 35,970,000 円
- 2 相手方 神奈川県横浜市戸塚区吉田町 292 番地
株式会社日立システムズ神奈川支店
支店長 堀 口 禎 宏
- 3 事案の概要 基幹業務システムについて、国の定める標準仕様に準拠したシステムへの移行に当たり、現在履行中の契約を変更する必要があり、これに伴う損害金が発生した。

議案第 84 号 損害賠償額の決定について

次のとおり損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 13 号の規定により、議会の議決を求める。

- 1 損害賠償額 6,985,000 円
- 2 相手方 東京都港区西新橋一丁目 3 番 1 号
三菱 H C キャピタル株式会社公共営業部
部長 前 田 純
- 3 事案の概要 滞納整理管理システムについて、国の定める標準仕様に準拠したシステムへの移行に当たり、現在履行中の契約を変更する必要があり、これに伴う損害金が発生した。

議案第 85 号 損害賠償額の決定について

次のとおり損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 13 号の規定により、議会の議決を求める。

- 1 損害賠償額 7,415,760 円
- 2 相手方 神奈川県横浜市西区みなとみらい四丁目 7 番 3 号
N T T ・ T C リース株式会社横浜支店
支店長 原 田 朝 子
- 3 事案の概要 戸籍情報システムについて、国の定める標準仕様に準拠したシステムへの移行に当たり、現在履行中の契約を変更する必要があり、これに伴う損害金が発生した。

議案第 86 号 損害賠償額の決定について

次のとおり損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 13 号の規定により、議会の議決を求める。

- | | | |
|---|-------|---|
| 1 | 損害賠償額 | 21,629,696 円 |
| 2 | 相手方 | 東京都港区西新橋一丁目 3 番 1 号
三菱 H C キャピタル株式会社公共営業部
部長 前 田 純 |
| 3 | 事件の概要 | 介護保険事務処理システムについて、国の定める標準仕様に準拠したシステムへの移行に当たり、現在履行中の契約を終了する必要があり、これに伴う損害金が発生した。 |

令和 7 年 9 月 定 例 会 日 程 (案)

第 1 日 目	9 月 1 日	月	補正予算並びにその他議案一括上程・提案説明 (一般質問通告 締切 午後 5 時)
第 2 日 目	9 月 2 日	火	(休 会) (議案関連質疑通告 締切 正午)
第 3 日 目	9 月 3 日	水	(休 会)
第 4 日 目	9 月 4 日	木	質疑、各常任委員会付託、陳情等付託
第 5 日 目	9 月 5 日	金	(休 会) 総務常任委員会
第 6 日 目	9 月 6 日	(土)	(休 会)
第 7 日 目	9 月 7 日	(日)	(休 会)
第 8 日 目	9 月 8 日	月	(休 会) 厚生文教常任委員会
第 9 日 目	9 月 9 日	火	(休 会) 建設経済常任委員会
第 10 日 目	9 月 10 日	水	(休 会)
第 11 日 目	9 月 11 日	木	(休 会)
第 12 日 目	9 月 12 日	金	(休 会) (委員長報告書検討日)
第 13 日 目	9 月 13 日	(土)	(休 会)
第 14 日 目	9 月 14 日	(日)	(休 会)
第 15 日 目	9 月 15 日	(月)	(休 会) (敬老の日)
第 16 日 目	9 月 16 日	火	各常任委員長審査報告、採決 陳情等審査結果報告、採決 一般質問
第 17 日 目	9 月 17 日	水	一般質問
第 18 日 目	9 月 18 日	木	一般質問
第 19 日 目	9 月 19 日	金	一般質問
第 20 日 目	9 月 20 日	(土)	(休 会)
第 21 日 目	9 月 21 日	(日)	(休 会)
第 22 日 目	9 月 22 日	月	一般質問 決算認定案 (一般・特別・企業) 一括上程・提案説明、決算特別委員会設置、付託 決算特別委員会 (正副委員長互選、全体説明、書類審査・一般会計)
第 23 日 目	9 月 23 日	(火)	(休 会) (秋分の日)
第 24 日 目	9 月 24 日	水	(休 会) 決算特別委員会 (書類審査・一般会計)
第 25 日 目	9 月 25 日	木	(休 会) 決算特別委員会 (書類審査・一般会計・特別会計・企業会計)
第 26 日 目	9 月 26 日	金	(休 会) 決算特別委員会 (現地査察) (総括質疑通告 締切 午後 3 時)
第 27 日 目	9 月 27 日	(土)	(休 会)
第 28 日 目	9 月 28 日	(日)	(休 会)
第 29 日 目	9 月 29 日	月	(休 会)
第 30 日 目	9 月 30 日	火	(休 会)
第 31 日 目	10 月 1 日	水	(休 会) 決算特別委員会 (総括質疑、採決、とりまとめ)
第 32 日 目	10 月 2 日	木	(休 会)
第 33 日 目	10 月 3 日	金	(休 会) 決算特別委員会 (委員長報告書検討日)
第 34 日 目	10 月 4 日	(土)	(休 会)
第 35 日 目	10 月 5 日	(日)	(休 会)
第 36 日 目	10 月 6 日	月	決算特別委員長報告、採決

* 告 示 8 月 25 日 (月)

* 議会運営委員会開催予定 8 月 26 日 (火) 午前 10 時

令和 7 年度 9 月補正予算 (案) について

1 一般会計

(1) 補 正 額	340,373 千円
(2) 補正後の予算額	80,971,491 千円

◎は「主な事業」と
して別紙資料に再掲

[主な内容]

- 市民ホール管理運営事業費の増額 (補正予算書 20 頁)
- ふるさと文化基金、ふるさとみどり基金の積立て (補正予算書 20・22 頁)
- 過年度市税等過誤納還付金及び加算金の増額 (補正予算書 20 頁)
- 戸籍・住民基本台帳等管理事務費の増額 (補正予算書 20 頁)
- 戸籍情報システム管理運用事業費の増額 (補正予算書 20 頁)
- ◎住民基本台帳ネットワークシステム管理運用事業費の増額 (補正予算書 20 頁)
- 生活保護事業費の増額 (補正予算書 20 頁)
- 農道・用排水路維持管理事業費の増額 (補正予算書 20 頁)
- 道路維持事業費及び交通安全施設充実事業費の増額 (補正予算書 22 頁)
- 河川・水路維持事業費の増額 (補正予算書 22 頁)
- ◎路線バス等移動手段確保維持対策事業費の増額 (補正予算書 22 頁)
- ◎子どもの居場所づくり事業費の増額 (寄附金充当) (補正予算書 22 頁)

◆債務負担行為の追加

- 納税通知書封入封かん委託料 (補正予算書 6 頁)
- 認定こども園給食調理委託料 (補正予算書 6 頁)
- 軽貨物自動車借上料 (補正予算書 6 頁)
- 外国語指導助手派遣委託料 (補正予算書 6 頁)
- ◎STEAM教育支援委託料 (補正予算書 6 頁)

2 広域消防事業特別会計

[主な内容]

◆繰越明許費の追加

- 消防車両整備事業 (補正予算書 10 頁)

3 病院事業会計

(1) 補 正 額 7 8 9, 6 1 7 千円

(2) 補正後の予算額 3 7, 9 9 3, 9 3 1 千円

[主な内容]

○企業債の減額（補正予算書 3 8 頁）

○補助金の増額（補正予算書 3 8 頁）

○市立病院新病院建設基金寄附金の増額（補正予算書 3 8 頁）

◎建設改良費の増額（継続費の変更）（補正予算書 3 8 頁）

○貸付金の増額（補正予算書 3 8 頁）

○市立病院新病院建設基金の積立て（寄附金充当）（補正予算書 3 8 頁）

4 全会計合計

(1) 補 正 額 1, 1 2 9, 9 9 0 千円

(2) 補正後の予算額 2 2 0, 1 4 4, 2 7 6 千円

9月補正予算（案）計上の主な事業

まちづくりの目標「いのちを大切にする小田原」

（事業費：784,304千円）

事業内容

多様な子どもの居場所をより気軽にご利用いただく等のため、居場所に関する情報を子どもや保護者等に効果的に発信する取組を実施する。

また、いただいたご寄附を活用し、市内で子ども食堂等を開設する方や運営する方の費用を支援する。

新病院建設事業においては、資材や労務単価の上昇を踏まえ、工事請負契約書に基づくインフレスライド条項を適用し事業費を増額する。

◎子どもの居場所づくり事業費の増額 <3,057千円>

【事業の詳細は5頁・6頁を参照】

◎建設改良費の増額（継続費の変更） <781,247千円>

【事業の詳細は7頁を参照】

（補正予算書22・38頁）

まちづくりの目標「未来を拓く人が育ち、地域の絆が結ばれる小田原」

事業内容

市立中学校において、外部支援を受けながら段階的に実施している「小田原版STEAM教育」について、令和8年度以降は、主権者教育の主旨を反映させたうえで実施するため、引き続き外部支援を行う。

◎STEAM教育支援委託料の計上（債務負担行為の追加）

【事業の詳細は8頁を参照】

（補正予算書6頁）

まちづくりの目標「安心して暮らすことができる小田原」

(事業費：42,470千円)

事業内容

令和7年度以降、全国的にマイナンバーカードや電子証明書の更新需要が増加する見込みであることから、本庁窓口の業務体制の見直し及び住民窓口の取扱業務を拡大する。

また、令和5年11月から開始した路線バスの空白時間帯等を補完する移動支援のおだタク・おだチケ実証事業について、令和7年11月から令和8年3月まで引き続き実施する。

◎住民基本台帳ネットワークシステム管理運用事業費の増額 <6,827千円>
【事業の詳細は9頁を参照】

◎路線バス等移動手段確保維持対策事業費の増額 <35,643千円>
【事業の詳細は10頁を参照】

(補正予算書20・22頁)

子どもの居場所づくり事業

(「多様な子どもの居場所」情報発信事業)

1 目 的

子ども食堂・体験活動など「多様な子どもの居場所」が市内で多く実施される状況となったことから、居場所に関する情報を子どもや保護者、支援したい地域の方々に効果的に発信し、より身近かつ気軽な利用に繋げるとともに、安定的な運営体制の構築に繋げるため、ポータルサイトを開設するとともに、パンフレットを作成し市立小学校全児童へ配布する。

2 事業概要

(1) ポータルサイトの開設及び運営

市内の多様な子どもの居場所（エディブル・スクールヤードを含む）をマップで示すほか、居場所の開催日をカレンダーで示すなど、市内にある居場所に関する情報を当該サイトで一元化する。

(2) パンフレットの作成及び配布

居場所の所在地を記したマップや、実施団体が運営するホームページ及びSNSの二次元バーコード等を掲載したパンフレットを作成し、市立小学校全児童へ学校経由で配布するほか、おだわら子ども若者教育支援センター「はーもにい」等の関連施設に配架する。

3 予算額

2,057 千円

4 財 源

こどもの居場所づくり支援体制強化事業費補助金（国1/2）

5 スケジュール

令和7年10月	委託業者の選定（プロポーザル審査）
令和7年11月	業務委託の契約締結
令和8年 3月	ポータルサイトの完成・公開開始、パンフレットの完成
令和8年 4月～	パンフレットの配布及び配架

問い合わせ先
子ども若者部青少年課育成係
電話 33-1723

子どもの居場所づくり事業

(子どもの居場所づくり事業補助金)

1 目 的

学校や家庭以外の子どもが安心できる多様な居場所を確保するため、市内で子ども食堂・フードパントリー・体験活動・見守り・学習支援などを開設及び運営する団体を支援する。

2 事業概要

令和7年度当初予算において、子どもの居場所づくりに取り組む活動団体に対し、開設及び運営経費の補助を行う補助金を予算計上しているが、ライオンズクラブ国際協会330-B地区からいただいたご寄附を財源として予算を増額する。

(1) 居場所型

上限 65,000 円/年 (運営費用)

(2) 子ども食堂型及び弁当配布・フードパントリー型

上限 100,000 円/年 (開設費用)

上限 240,000 円/年 (運営費用)

3 予算額

1,000 千円

4 財 源

ライオンズクラブ国際協会 330-B 地区からの寄附金 1,000 千円

問い合わせ先
子ども若者部青少年課育成係
電話 33-1723

新病院建設事業（インフレスライド対応等）について

1 事業概要

新病院建設工事費について、資材や労務単価の上昇を踏まえ、工事請負契約書に基づくインフレスライド条項を適用し事業費を増額するほか、財源として県補助金の交付決定を受けたことから企業債を減額する。

2 予算額

資本的支出 建設改良費 781,247 千円（充当財源は全額内部留保資金）

3 継続費の変更

事業名	区分	年度	年割額 (千円)	左の財源内訳（千円）		
				企業債	国県支出金	損益勘定 留保資金等
新病院 建設事業	補正前の額	5	781,200	781,200		
		6	10,333,200	5,079,500	1,553,589	3,700,111
		7	16,228,131	13,888,100	2,400,000	31
		計	27,402,531	19,748,800	3,953,589	3,700,142
	補正額	5				
		6				
		7	781,247	△108,900	108,934	781,213
		計	781,247	△108,900	108,934	781,213
	補正後の額	5	781,200	781,200		
		6	10,333,200	5,079,500	1,553,589	3,700,111
		7	17,069,378	13,779,200	2,508,934	781,244
		計	28,183,778	19,639,900	4,062,523	4,481,355

4 増額要因

工事項目	影響の大きい主な資材・労務	変動金額 (億円)
電気設備工事	材) ケーブル、盤類、自動火災報知設備、放送設備 労) 電工	2.08
空調設備工事	材) 銅管、ダクト、空調機 労) 設備機械工、ダクト工、保温工	1.66
給排水衛生設備工事	材) 消火設備、給排水ポンプ、医療ガス 労) 配管工、設備機械工	1.46
金属工事	材) 壁下地材料、天井点検口 労) 板金工	0.57
昇降機設備工事	材) エレベーター・エスカレーター材料 労) 設備機械工	0.48
その他（20 項目）		1.56
計		7.81

※変動金額は、令和7年3月時点の残工事に対して、令和6年7月（1回目スライド）～令和7年3月（2回目スライド）の期間内における物価変動を反映した金額である。

問い合わせ先

病院管理局病院再整備課病院再整備係
電話 34-3175

S T E A M教育支援委託料

1 目 的

「小田原版S T E A M教育」は、郷土小田原をフィールドに、生徒が身近な地域課題と出会い、その解決のために、各教科で学んだことを統合的に働かせながら探究的・創造的な活動を行い、よりよい社会を実現しようとする資質と能力を育むものである。

2 事業概要

小田原版S T E A M教育は、令和5年度から、毎年度市立中学校で数校ずつ導入支援を受け順次実施し、令和7年度に全校への導入支援を完了させた。

令和8年度以降は、主権者教育の主旨を反映させたいと、小田原版S T E A M教育を全市立中学校で実施するため、3年間の外部支援を継続して行う。

3 予算額（令和7年度債務負担行為設定）

令和7年度 0 千円

令和8年度～令和10年度 7,549 千円（3年合計 22,647 千円）

※支援委託の内容

外部連携支援

職員研修 等

問い合わせ先
教育部教育指導課教育研究所
電話 33-1730

住民基本台帳ネットワークシステム管理運用事業

(マイナンバーカード更新増に伴う窓口業務委託)

1 目 的

令和7年度以降、増加が見込まれるマイナンバーカードや電子証明書の更新に当たり、本庁窓口業務体制の見直しとマイナンバーカード交付窓口の増設により、増加業務に対応することで市民サービスの向上に繋げる。

2 事業概要

マイナンバーカードの交付等手続については、本庁窓口のみで対応しているものも多く、来庁者の集中による待ち時間の増加が課題となっているため、国の補助金を活用し、本庁マイナンバーカード窓口を委託化するとともに、カード交付を行っていない住民窓口での取り扱いを開始し、全窓口で対応できるようにする。

また、本庁窓口のみで行う「申請サポート」、「特急発行申請」についても、対応窓口の増設準備を進める。

【各窓口における取扱業務】 ※ ◎は令和7年度の拡大箇所、●は令和8年度以降開始予定箇所。

内 容		本 庁	マロニエ	いずみ・こゆるぎ
カード申請・更新申請	申請（市民が写真持参）	○	○	○
	申請サポート※職員が無料で写真撮影	○	●	●
	特急発行申請 ※券面記載が満欄や紛失等のときに1週間程度で交付が可能	○	●	×
カード交付	予約制の交付	○	○	◎
	予約なしの交付	○	◎	◎
	代理人への交付	○	×	×
電子証明書更新	本人	○	○	○
	代理人	○	×	×

3 予算額

6,827 千円

4 財源

個人番号カード交付事務費補助金（国 10/10）

5 事業スケジュール

令和7年11月 委託業者の選定（プロポーザル審査）
令和8年 1月 業務委託の契約締結
令和8年 3月 本庁窓口業務委託、全窓口でのカード交付の開始

問い合わせ先
市民部戸籍住民課住民異動係
電話 33-1386

路線バス等移動手段確保維持対策事業

(路線バスの空白時間帯等を補完する実証事業 (おだタク、おだチケ))

1 目 的

日中に路線バスの運行していない空白時間帯が生じている地域や、駅・バス停から離れた地域である公共交通不便地域において、地域のニーズと実情に応じた移動支援策を選定するため、引き続き、移動支援策の実証事業を行い、効果や実現可能性について検証する。

2 事業概要

第4弾までの実証結果を踏まえ、令和7年11月から次のとおり実施する。

(1) 相乗りタクシー「おだタク」

「片浦地区」(小田原駅～石名坂)でタクシー輸送を行う(新ダイヤで運行)。

	第3弾 ※R6.9月補正 (R6.11～R7.3)	第4弾 ※R7当初 (R7.4～R7.10)	第5弾 ※R7.9月補正 (R7.11～R8.3)
おだタク	運行地区 片浦	片浦	片浦
	運行日数 週2日	週2日	週2日
	利用方法 予約不要(先着順)	予約不要(先着順)	予約不要(先着順)
	運賃	1便600円(乗車人数に応じて案分)	

(2) タクシー・路線バス共通助成券「おだチケ」

対象地区在住の70歳以上の運転免許証非保有者等を対象に共通助成券を配付する。

	第3弾 ※R6.9月補正 (R6.11～R7.3)	第4弾 ※R7当初 (R7.4～R7.10)	第5弾 ※R7.9月補正 (R7.11～R8.3)
おだチケ	対象地区 曾我、下曾我、国府津、前羽、下中、片浦、豊川(全域)、上府中(全域)、桜井	曾我、下曾我、国府津、前羽、下中、片浦、豊川(全域)、上府中(全域)、桜井	曾我、下曾我、国府津、前羽、下中、片浦、豊川(全域)、上府中(全域)、桜井
	対象者 ①70歳以上 運転免許証非保有者 ②妊婦	①70歳以上 運転免許証非保有者 ②妊婦	①70歳以上 運転免許証非保有者 ②妊婦
	助成金額 12,000円	16,800円	12,000円

3 予算額

35,643千円

4 財源

高齢者免許返納促進対策効果実証調査受託金(補助率9/10 ※上限15,000千円)

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金(国10/10)

問い合わせ先
都市部地域交通課地域交通係
電話 33-1405

令和 8 年 4 月に「小田原市立たちばなこども園」を開園します

1 概要

橘地域における幼児教育・保育環境のさらなる充実を目指し、同地域の公立幼稚園・下中幼稚園および前羽幼稚園の 2 園を統合し、市内初となる公立認定こども園「たちばなこども園」を令和 8 年 4 月に開園します。

2 施設概要

名 称：たちばなこども園

所 在 地：小船 174 番地の 1

構 造：木造 2 階建て

送迎用駐車場：15 台程度

開園時間：午前 7 時 30 分～

午後 7 時

（土曜日は午後 4 時まで）

給 食：完全給食（主食と副食を提供）

定 員：92 人

定員構成（予定）：



構成（人）	0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	合計
保育部	5	10	10	12	13	13	63
幼稚部	—	—	—	9	10	10	29
合 計	5	10	10	21	23	23	92

3 入園について

（1）入園希望者説明会の開催

日時：9 月 27 日（土）、10 月 1 日（水） 両日とも午前 10 時～11 時

場所：橘タウンセンターこゆるぎ 2 階 こゆるぎホール A B C

申込：市ホームページから

（2）入園申込について

令和 8 年 4 月利用の申込受付は、次のとおり予定しています。

保育部：10 月 14 日（火）から開始

幼稚部：11 月 4 日（火）、5 日（水）の 2 日間

小田原こどもの森公園わんぱくらんど25周年イベント等について

1 概 要

豊かな自然とさまざまな遊具でたくさんの来園者に親しんでいただいている「小田原こどもの森公園わんぱくらんど」は、令和 7 年（2025 年）で 25 周年を迎えます。

これを機に、来園者に人気のあるロードトレインを環境に優しい電気自動車にリニューアルし、「ぼうけん号」（名称は公募により決定）として 9 月 20 日（土）より運行を開始し、併せて、次のイベントを実施します。

2 実施事業

（1）新ロードトレイン「ぼうけん号」運行開始式典

- 【実施日】 9 月 20 日（土）午前 9 時から
【実施場所】 わんぱくらんど第 2 駐車場
【実施内容】 テープカット、初乗り 他

（2）記念イベント

- 【実施日】 9 月 20 日（土）
【実施内容】 ①マルシェ（地場製品の販売）
②縁日（スーパーボールすくい、射的等）
③鳥の巣箱作り体験（市森林組合主催）

- 【実施日】 12 月 13 日（土）、令和 8 年 2 月 14 日（土）
【実施内容】 ①体験型のイベント（あおぞら工作室、丸太切り体験等）
②縁日（スーパーボールすくい、射的等）
③ふれあい動物園（小動物たちと触れ合えます）

※ 当日は、こども列車、ロードトレイン及びキックバイクが無料となります。

（3）市民対象の駐車場無料開放

次の期間の平日は、市民を対象に駐車場が無料となります。

- ・ 9 月 25 日（木）から 10 月 17 日（金）まで
- ・ 12 月 9 日（火）から 12 月 26 日（金）まで
- ・ 令和 8 年 2 月 17 日（火）から 3 月 6 日（金）まで